

制定年月日 平成22年9月30日
整理番号 法人 第22-8号

学校法人共栄学園役員等の報酬等に関する規程

令和8年5月28日理事会承認

目次

- 第一章 総則
- 第二章 役員等の報酬等
- 第三章 役員等の会議費、旅費等
- 第四章 役員の退職金
- 第五章 雑則
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、学校法人共栄学園寄附行為施行細則（以下「寄附行為施行細則」という。）第三条第2項及び第四条第2項の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬、出張旅費、退職金等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第二条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「役員」とは、理事及び監事をいう。
 - 二 「役員等」とは、役員及び評議員をいう。
 - 三 「常勤役員」とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
 - 四 「非常勤役員」とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - 五 「専任職員」とは、法人等の専任の教職員をいう。
- 2 この規程における用語の定義等は、この規程で定める場合を除き、寄附行為及び寄附行為施行細則の例による。

第二章 役員等の報酬等

(役員の報酬等)

第三条 寄附行為施行細則第三条に規定する役員の報酬等は、常勤役員については本俸、扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当及び退職金とし、非常勤役員については役員報酬及び退職金とする。

ただし、専任職員を兼ねる理事には役員の報酬等を支給しない。

2 前項に規定する常勤役員の報酬等（退職金を除く。）は、共栄学園中学高等学校の給与規程等の例により支給する。ただし、本俸及び期末手当の額は、次項に規定する年間報酬額等の範囲内で別に定める。

3 役員の年間報酬額等は、次の各号のとおりとし、毎年度理事会の議決により定める。

- 一 理事長の年間報酬額等は3千万円を限度とする。
- 二 副理事長の年間報酬額等は2千万円を限度とする。
- 三 前2号以外の常勤役員の年間報酬額等は1千5百万円を限度とする。
- 四 非常勤役員の年間報酬額は70万円を限度とする。

（役員報酬の支給方法等）

第四条 前条第1項に規定する役員報酬は、6月及び12月にそれぞれ年額の二分の一を共栄学園中学高等学校の期末手当支給日に支給する。ただし、在任期間が6ヵ月に満たない役員で、支給日前に退任した者には、月割り（端数切捨）で算出した額を支給する。

2 支給日の1ヵ月前以内に退任した役員には、前項本文の例により役員報酬を支給することができる。

（評議員の報酬）

第五条 評議員の報酬は、会議出席等法人運営のための業務に従事した都度、日額11,137円を支給する。ただし、専任職員を兼ねる評議員には支給しない。

2 評議員会の議長を務めた評議員については、前項に定める報酬とは別に、その都度、3,341円を支給する。

第三章 役員等の会議費、旅費等

（会議費、旅費等）

第六条 役員等が職務上必要な会議に出席した場合の会議費（参加費等を含む。）又は職務上必要な経費の支弁は、実費額とする。

2 役員等の旅費（交通費、日当及び宿泊費をいう。以下同じ。）の支弁は、共栄学園中学高等学校の旅費規程等の例により支給する。ただし、評議員が評議員会に出席した場合の交通費が5,000円未満のときは5,568円を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、専任職員を兼ねる役員等の旅費は、所属する学校等の旅費規程等に基づき、所属の学校等から支給するものとする。

4 前各項の規定は、理事会又は評議員会に参考人等として出席する者にも適用する。

第四章 役員の退職金

(退職金の支給)

第七条 第三条第1項に定める報酬等のうち、役員の退職金は、退任（死亡した場合を含む。以下同じ。）したときに支給する。

2 役員が死亡したときの退職金は、第十二条に定める遺族に支給する。

3 年齢70歳を超えた者には、その指定した日に退任したものとみなし、退職金を支給する。ただし、その後の勤務期間に対する退職金は支給しない。

(退職金の不支給)

第八条 寄附行為第十条第1項又は第二十六条第1項の規定により解任された役員には、退職金を支給しない。

(基本退職金の算定)

第九条 役員の退職金の基本となる額（以下「基本退職金」という。）は次の基準によって算出する。

一 退任時の報酬月額（年度額の月割）×在任年数（端数切捨）×（係数）

二 前号の係数は次のとおりとする。

イ 理事長	2
ロ 副理事長	1.5
ハ その他の役員	1

(功労加算)

第十条 退任する役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経て基本退職金に功労金を加算することができる。

一 在任年数が20年以上の役員

二 在任中の功績が顕著であったと認められる役員

(功労加算額)

第十一条 前条の規定による加算額は、次の範囲で理事会の議決を経て理事長が定める。

一 理事長であった者 基本退職金の20%から40%まで

二 副理事長であった者 基本退職金の15%から30%まで

三 その他の役員であった者 基本退職金の5%から20%まで

2 前項各号の規定にかかわらず、前条各号の全てに該当する役員又は前条各号のいずれかに該当する役員で在任中の功績が特段に顕著な者については、基本退職金の50%を上限として加算することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第十二条 退職金を支給することのできる遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

一 役員の配偶者（内縁の関係にあったと認められる者を含む。）

二 役員の子（養子を含む。）

（退職金の支給時期）

第十三条 退職金は理事会がその支給議案を承認可決した日から一ヵ月以内に支給することを原則とする。

（退職給与引当金）

第十四条 役員の退職金支給（以下「退職給与」という。）に備えるため、退職給与引当金の繰入を行うことができる。

- 2 前項の退職給与引当金として繰り入れる額は、毎年度理事会が定める。
- 3 退職給与引当金は、他の資産と区別し、安全かつ確実な方法で運用するものとする。
- 4 役員の退職給与引当金については、学校法人共栄学園経理規程第7章各条の規定にかかわらず本条の定めるところによる。

第五章 雑則

（改廃）

第十五条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会が行う。

（その他）

第十六条 この規程に定めのない事項については、理事会が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の学校法人共栄学園役員報酬内規及び学校法人共栄学園役員退職金規程は廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に役員である者の退職金は、なお従前の例による。

附則

この規程の改正は令和8年4月1日から施行する。